

## 主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

## 理 由

弁護士北久浩の上告趣意は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

しかしながら、所論にかんがみ職権をもって調査すると、原判決は、刑訴法411条1号、3号により破棄を免れない。その理由は、以下のとおりである。

1 原判決の認定及び記録によれば、本件の事実関係は次のとおりである。

(1) 被告人は、金品窃取の目的で、平成15年1月27日午後0時50分ころ、A方住宅に、1階居間の無施錠の掃き出し窓から侵入し、同居間で現金等の入った財布及び封筒を窃取し、侵入の数分後に玄関扉の施錠を外して戸外に出て、だれからも発見、追跡されることなく、自転車で約1km離れた公園に向かった。

(2) 被告人は、同公園で盗んだ現金を数えたが、3万円余りしかなかったため少ないと考え、再度A方に盗みに入ることにして自転車で引き返し、午後1時20分ころ、同人方玄関の扉を開けたところ、室内に家人がいると気づき、扉を閉めて門扉外の駐車場に出たが、帰宅していた家人のBに発見され、逮捕を免れるため、ポケットからボウイナイフを取り出し、Bに刃先を示し、左右に振って近付き、Bがひるんで後退したすきを見て逃走した。

2 原判決は、以上の事実関係の下で、被告人が、盗品をポケットに入れたまま、当初の窃盗の目的を達成するため約30分後に同じ家に引き返したこと、家人は、被告人が玄関を開け閉めした時点で泥棒に入られたことに気づき、これを追ったものであることを理由に、被告人の上記脅迫は、窃盗の機会継続中のものというべきであると判断し、被告人に事後強盗罪の成立を認めた。

3 しかしながら，【要旨】上記事実によれば，被告人は，財布等を窃取した後，だれからも発見，追跡されることなく，いったん犯行現場を離れ，ある程度の時間を過ごしており，この間に，被告人が被害者等から容易に発見されて，財物を取り返され，あるいは逮捕され得る状況はなくなったものというべきである。そうすると，被告人が，その後に，再度窃盗をする目的で犯行現場に戻ったとしても，その際に行われた上記脅迫が，窃盗の機会の継続中に行われたものということはない。

したがって，被告人に事後強盗罪の成立を認めた原判決は，事実を誤認して法令の解釈適用を誤ったものであり，これが判決に影響することは明らかであって，原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと認められる。

よって，刑訴法411条1号，3号，413条本文により，原判決を破棄し，更に審理を尽くさせるため，本件を東京高等裁判所に差し戻すこととし，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。

検察官山本信一 公判出席

(裁判長裁判官 津野 修 裁判官 福田 博 裁判官 北川弘治 裁判官 梶谷  
玄 裁判官 滝井繁男)